

だい かいせんもんぶ かい ほそくしりょう
第 1 回専門部会の補足資料

- 1 平成 2 2 年度 日中一時支援事業実施状況
- 2 平成 2 3 年度 障害者施策推進区市町村包括補助事業の概要
- 3 地域生活支援型入所施設の概要
- 都内における入所施設の設置状況（平成 2 3 年 4 月）
- 4 平成 2 2 年度 都道府県別入所施設利用者数（人口 1 万人当たり）

へいせい ねんど 平成22年度 にっちゅういちじしえん 日中一時支援事業 じぎょう じっし じょうきょう 実施状況

千代田区	
中央区	○
港区	
新宿区	○
文京区	○
台東区	○
墨田区	○
江東区	
品川区	
目黒区	○
大田区	○
世田谷区	○
渋谷区	○
中野区	○
杉並区	○
豊島区	○
北区	○
荒川区	○
板橋区	○
練馬区	○
足立区	○
葛飾区	
江戸川区	○

八王子市	○
立川市	○
武蔵野市	○
三鷹市	○
青梅市	○
府中市	○
昭島市	
調布市	○
町田市	
小金井市	○
小平市	○
日野市	○
東村山市	○
国分寺市	○
国立市	
福生市	○
狛江市	○
東大和市	○
清瀬市	○
東久留米市	○
武蔵村山市	○
多摩市	○
稲城市	○
羽村市	○
あきる野市	○
西東京市	○

瑞穂町	○
日の出町	○
檜原村	
奥多摩町	
大島町	
利島村	
新島村	
神津島村	
三宅村	
御蔵島村	
八丈町	
青ヶ島村	
小笠原村	

区市町村数	43
-------	----

※ 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として実施している日中一時支援事業の実施状況を集計したものであり、他の類似事業の実施状況は含まれていない。

※ 日中一時支援事業の実施内容は、対象者や支援内容等が多岐に渡っているが、実施の有無に限って一律に集計したものである。

平成23年度 障害者施策推進区市町村包括補助事業の概要

目 的	区市町村が地域の実情に応じて、創意工夫を凝らして主体的に障害分野の地域福祉サービスの充実を図ることにより、都民の福祉の増進を図ることを目的とする		
実 施 主 体	区市町村	予 算 額	122.6億円

●対象事業

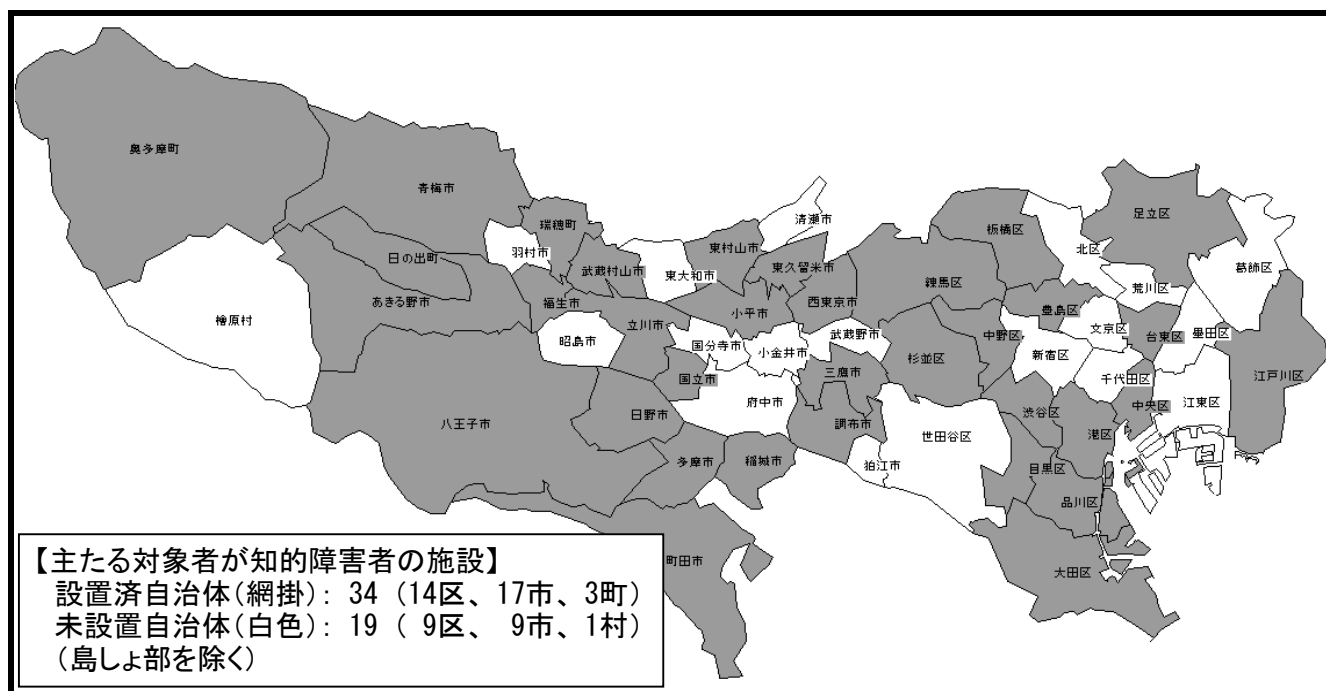
事 業 名		摘 要
先駆的事业		補助率10/10 新たな課題に取組む試行的事業で、都が例示するものの他区市町村独自の創意工夫によるもの。
作業所等経営ネットワーク支援事業		複数作業所による製品共同開発、共同受注、販路拡大など。
経営コンサルタント派遣等事業		障害者の工賃を引き上げることにについて意欲ある事業所に経営コンサルタントを派遣し、障害者の工賃引き上げに向けて行う取組みを支援する。
区市町村発達障害者支援体制整備推進事業（成人期支援）	23新規メニュー	専門職員を配置し、発達障害者（成人）の支援のためのシステムを構築する。
その他		新たな課題に取り組む試行的事業で、区市町村独自の創意工夫によるもの（福祉保健基盤等区市町村包括補助事業からの移行分含む）
選択事業		補助率1/2 ※ただし、地域活動支援センター機能充実事業については別途定める。 区市町村が選択して実施する次の事業又は区市町村が特性を踏まえ独自に企画し実施するもの。
ア 障害者グループホーム等移行促進事業		入所施設から障害者グループホーム等への地域生活移行に向けた居室の確保等に係る経費の一部を補助し、円滑な移行を支援する。
イ グループホーム等防火設備整備助成事業		区市町村が、消防用設備の整備を行う障害者グループホーム・ケアホームに対し補助を行う事業を対象とする。
ウ 高次脳機能障害者緊急相談支援事業		地域における高次脳機能障害の相談支援の充実を図るため、当事者・家族による特別相談等を実施する。
エ 障害者地域生活安定化支援事業		精神障害者等が地域で安定して生活できる支援体制を整備するため、地域活動支援センターⅠ型に支援員を配置し、医療中断防止のためのネットワーク構築や見守り支援事業などを行う。
オ 企業就労意欲促進事業		福祉施設等から職場実習を受け入れる民間企業が、受入のための設備整備等に要する経費に対して補助し、職場実習の受入先を確保することを目的とする。
カ 重度身体障害者グループホーム事業		市町村が重度身体障害者グループホームを設置し経営する事業及び重度身体障害者グループホームを設置し経営する法人に対して補助を行う事業を対象とする。
キ 区市町村障害者就労支援事業		区市町村障害者就労支援事業を実施する市町村に対して、運営にかかる経費の一部を補助し、障害者の一般就労を促進する。
ク 企業内通所授産事業		作業所等が、企業等の事業所で委託契約に基づき一定の条件に沿った企業内就労を行った場合に、作業所等に対して補助を行い、一般就労を促進する。
ケ 障害者（児）短期入所事業（都加算）	23新規メニュー	短期入所事業実施施設において、保護者等の事情により一時的に保護を必要とする障害者（児）を保護する事業を対象とする。
コ 東京都認定短期入所事業		保護者等の事情により一時的に保護を必要とする在宅の障害者（児）を、東京都が認定する短期入所事業実施施設において保護する。
サ 障害者施設等基盤整備事業		区市町村が地域の実情に応じて実施する、障害者施設等の基盤整備事業を支援する。
シ 障害者地域生活移行促進事業		地域生活への移行を希望する施設利用者とグループホーム等とのマッチングや移行後のアフターケアを行うため、区市町村に「地域移行促進員」を配置し、地域生活への移行を支援する。
ス 障害者による地域緑化推進事業		公園等の公共空間における植栽、屋上緑化やその後の維持管理などを就労継続支援事業所などの事業所に委託し、緑を創出するとともに障害者の就労を支援する。
セ 地域活動支援センター機能充実事業		法外施設（心身障害者（児）訓練事業、心身障害者授産事業、精神障害者共同作業所）から地域活動支援センター（Ⅱ型、Ⅲ型）に移行した施設を対象とする。
ソ 精神障害者社会復帰支援事業		精神障害者地域生活支援センターから地域活動支援センターⅠ型に移行した施設を対象とする。
タ 障害者単身生活サポート事業		障害者の一般住宅への入居を推進するため、単身生活サポート機関（地域活動支援センター及びGH事業者等）が、不動産の斡旋等の入居支援を行うとともに、24時間支援体制を確保する。
チ 小規模作業所への支援の充実強化事業		小規模作業所等の新事業体系への移行促進を図るため、経営のノウハウ等を中心に研修を実施
ツ 移動支援事業の利用促進事業		移動支援事業に係る、低所得の利用者負担を軽減する。（利用者負担を1割から無料へ軽減）
テ 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業		専門職員（医師、心理、福祉等）を配置し、発達障害者（児）の早期発見・早期支援のためのシステムを構築する。
ト 非常時避難誘導設備整備事業		公的機関の建物に、聴覚障害者へ配慮した警報装置や避難誘導装置を設置する。
ナ 区市町村指導検査支援補助事業	23新規メニュー	住民やサービス利用者に身近な区市町村が、地域の実情に合わせた障害福祉サービスの指導検査ができるよう支援する。
ニ その他		障害者の自立を支援するため、地域の特性を踏まえ、区市町村が自主的に取り組む事業
一般事業		事業ごとに定めるポイントにより算定（1ポイント＝1,000円） 区市町村が地域の特性を踏まえ、主体的に取り組む次の事業
ア 障害者グループホーム等支援事業		自立支援法のGH・CHの運営費補助（都加算分）
イ 心身障害者（児）訓練事業		事業所の運営費補助（都単独、旧個別補助事業分）日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練を実施
ウ 心身障害者授産事業		事業所の運営費補助（都単独、旧個別補助事業分）社会的自立な授産指導（集団生活への適応訓練を含む）を実施
エ 地域デイグループ事業		事業所の運営費補助（都単独、旧個別補助事業分）日常生活における基本動作の指導および集団生活への適応訓練（創作、学齢児の放課後活動等集団活動）を実施
オ 精神障害者共同作業所通所訓練事業		事業所の運営費補助（都単独、旧個別補助事業分）社会復帰の促進を図るため、精神障害者の社会適応訓練の場を確保する。
カ 小規模通所授産施設		事業所の運営費補助（都単独、旧個別補助事業分）自立促進を図るため、雇用されることが困難な18歳以上の知的・身体障害者へ授産指導を行う。
キ 精神障害者小規模通所授産施設		事業所の運営費補助（都単独、旧個別補助事業分）自立促進を図るため、雇用されることが困難な在宅の治療を継続している精神障害者で授産指導を行う。
ク 障害者日中活動系サービス推進事業	23新規メニュー	法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の運営に要する費用の一部を補助する。
ケ 重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業		①中規模改修 ②屋内移動設備 ※都加算
コ 重度心身障害者（児）日常生活用具給付事業		重度心身障害者（児）へ特殊寝台等の日常生活用具を給付。※都加算分
サ 重度身体障害者等緊急通報システム事業		一人暮らし等の重度身体障害者及び難病患者の生活の安全を確保するため、緊急通報システムを設置する。
シ 心身障害者火災安全システム事業		一人暮らし等の重度心身障害者の火災時の安全を確保するため、火災警報器、専用通報を設置する。

ちいき せいかつ しえんがた にゅうしょ しせつ がいよう 地域生活支援型入所施設の概要

きほん ししん 基本指針	○ 真に必要と認められるもの 1 区市町村の障害福祉計画に、入所施設の必要性が明確に位置づけ 2 居宅生活支援サービスの機能 入所者の地域生活移行に向けて積極的な施設運営 3 入所施設以外の施策では適切な対応が困難なニーズが存在 4 整備に着手しなければならない緊急性や地域の事情が存在 5 関係区市町村等において、施設サービスと居宅サービスのバランスのとれた整備 居宅サービスについても積極的取組 ○ 都内における未設置地域 ○ 日中活動支援として「自立訓練」「就労移行支援」を行う整備を優先 ○ 改築・大規模修繕は、地域生活支援型入所施設への転換を図る整備を優先
ようけん 要件	○ 全室個室またはユニット(小規模生活単位)型 ○ 以下の条件を1つ以上 1 施設外に日中活動の場を確保 2 日中活動の場として自立訓練又は就労移行支援を併設 3 地域の障害者に対する24時間相談を実施 4 ショートステイを併設 5 グループホーム整備、バックアップに関する計画

(障害者(児)施設整備基本指針、障害者(児)施設整備費補助要綱)

とない にゅうしょ しせつ せっち じょうきよう へいせい ねん がつ 都内における入所施設の設置状況(平成23年4月)

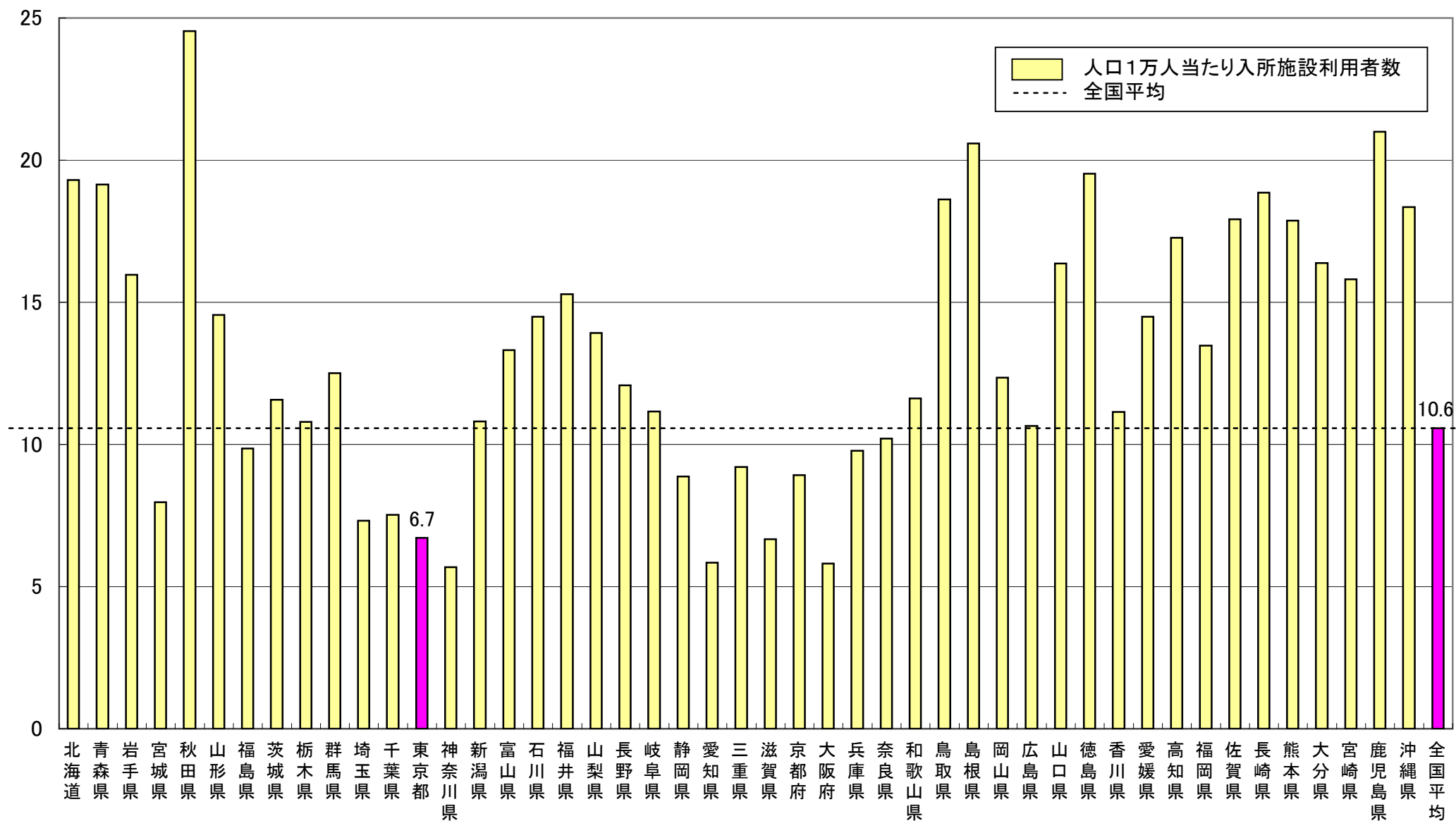


※ 旧法施設を含む。

※ 「主たる対象者」は、新体系指定申請時の届出状況の他、旧体系時点の施設種別等による。

(単位:人)

平成22年度 都道府県別入所施設利用者数(人口1万人当たり)



※ 他の道府県に所在する施設の利用を含む、各都道府県内の区市町村が支給決定した利用者分
(障害者支援施設(施設入所支援)、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設の利用実績を集計)

※ 人口は、総務省統計局による直近の都道府県別人口推計による(平成21年10月1日現在)

(厚生労働省ホームページ掲載 国保連合会データ 平成23年3月分)